医療情報システム更新支援業務仕様書

本仕様書は，気仙沼市立病院（以下「当院」という。）における令和８年度を予定とする医療情報システム（電子カルテシステム及び部門システム）の更新に係るコンサルティング業務の円滑な履行を目的として定めるものである。次期医療情報システムを最大限に活用できる質の高い運用形態を実現できるよう，医療情報システムの構築及び支援を行うことを目的としており，受託者は誠意をもってこれを実施するものとする。

１　契約件名

医療情報システム更新支援業務

２　履行期間

契約締結日から令和７年３月末日

３　履行場所

宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢８番地２
気仙沼市立病院

４　委託業務内容

医療情報システムの更新を踏まえ，次の業務を行うこと。

（１）現状の調査，課題抽出及び分析

①　医療情報システム構築におけるシステム構成，セキュリティ上のリスク等について最新の技術動向を踏まえた検討を行うこと。

②　関連部署の担当者及び関連システムベンダー等へのヒアリングを実施し，当院の各部門の現状及び要望を聴取すること。

③　現行システムの保守を含めた契約書，関連委員会の規程等の書面調査を行い，専門的観点から課題事項の指摘及び改善提案を行うこと。

④　現行の医療情報システム規模，カスタマイズ機能，マスタ設定状況調査及び，移行すべきデータの検討を行うこと。また，現行のシステムベンダーから他のシステムベンダーへ移行した際の影響調査を行うこと。

（２）次期医療情報システム更新の基本計画書策定支援

①　「医療情報システム更新基本計画書」の作成に当たって必要となる支援を行うこと。

②　計画書の策定にあたっては，以下の事項を盛り込むこと。

ア　導入までのタイムスケジュール

イ　当院の推進体制（メンバー編成，定例会議等）に関する事項

ウ　システム化する範囲及び構成に関する事項

エ　診療を継続するためのデータ移行に関する事項

オ　当該システムに関する端末等の配置に関する事項

カ　更新後の業務運用に関する事項

（３）当該システムに関するベンダーの情報収集及び分析

①　上記（２）を踏まえた候補となるベンダーの提案及び部門システムの調達範囲の提案

②　候補となるベンダーの実機デモの支援（課題整理，ベンダーへの説明，デモ結果の集計，取りまとめ，分析等）

③　関連部署の要望の収集及び結果取りまとめ

（４）仕様書案の作成（更新後の保守を含める）

全体予算を考慮し，仕様書案を作成すること。調達範囲に対して要求事項が過大となった場合は院内調整と見直しを行うこと。当院の要望を最大限に生かしつつ，価格面でスケールメリットを生かせるように，複数ベンダーが応札可能な仕様書案とすること。

（５）意見招請支援

①　意見招請の実施を支援し，ベンダーからの仕様書案への意見を整理し，必要事項を仕様書案に反映させ仕様書の最終版を作成すること。

②　システムベンダーからの質問に対して回答案を作成すること。

③　意見招請の内容を踏まえ，医療情報システム更新に係る費用についてベンダーから参考見積を取得し，それをもとに更新に係る費用の試算（更新後の保守，費用等運用に係る費用も含める）を行うこと。病院予算を考慮した試算を行い，システム構築範囲の見直しが必要であれば，具体的な見直し案を提案すること。

（６）入札資料一式の作成支援

①　入札説明書，仕様書，落札者決定基準等の入札時に必要となる資料の作成を支援すること。

②　前項の資料作成に当たって必要となる検討支援を行うこと。

（７）導入に係る当院の各種会議，委員会等への参加及び運営支援

①　診療情報システム委員会，作業部会（WG）等に適宜参加し，医療情報システム導入に関する支援を行うこと。

②　診療情報管理委員会やクリニカルパス委員会など，医療情報システム更新の影響を受ける委員会に必要に応じて参加し，支援をすること。

③　月２回以上，病院にて事務局との進捗管理会議を開催し，検討用資料の作成，資料等の説明，ファシリテートを行うこと。また，進捗が不安な部分や課題事項に対して助言を行い，改善案を提示すること。

④　業務実施責任者及び業務実施者は，月４日以上訪問し，業務を実施すること。また，業務実施責任者及び業務実施者は，上記③に参加すること。

（８）事業継続計画（ＢＣＰ）

①　医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版に基づき，当院セキュリティポリシー及びシステム障害時マニュアルを事業継続計画とする更新の支援を行うこと。

②　事業継続計画に記載した業務が，実際に対応可能か訓練による検証の支援を行うこと。

（９）成果品

①　各種打ち合わせ議事録，会議議事録を作成すること。

②　月次報告書の作成を行うこと。

③　その他，次の資料を成果品として提出すること。

ア　ヒアリング結果に基づく課題一覧

イ　次期医療情報システムの基本計画書

ウ　次期医療情報システムの仕様書

エ　入札関連資料

オ　医療情報システム更新に係るコンサルティング業務報告書

5　資格要件

（１）医療情報システムに係る特定のシステムベンダー及びリース会社との資本関係がないこと。

（２）病院訪問等に迅速に対応できる体制を有すること。また，医療情報専門のコンサルタント会社または医療情報コンサルタント業務を専門で行なう部門を有する会社であること。

（３）感染症等の影響による本社からの病院訪問が困難な場合，Ｗｅｂ通信による会議または支店等の訪問可能地域からの訪問等極力可能な方法で本業務を実施すること。

（４）病院（３００床以上）において，過去５年以内に医療情報システム導入（電子カルテシステム含む。）に係る支援業務の履行実績を５件以上有すること。なお入札に際し，証明する書類を提出すること。

（５）医療情報システムの導入支援及び業務改善支援に関する実務経験を５年以上有し，病院業務に精通した総括責任者及び業務実施責任者を据えること。なお，本業務履行期間中に総括責任者及び業務実施責任者は原則変更しないこと。

（６）本業務における総括責任者及び業務実施責任者は，受託者の正規職員であること。

（７）本業務における業務実施責任者は，本業務における一貫した支援業務経験（システム予算計画作成・範囲構築～教育訓練・リハーサル・本番稼働支援・導入後評価）が複数あること。

（８）本業務における業務実施責任者は，病院業務を理解し，かつ関連法規につい

ても知識を有し統括的な提案が行えること。

（９）業務実施者のうち少なくとも１名は，一般社団法人日本医療情報学会が認定する医療情報技師（または上級医療技師）または一般社団法人医療情報安全管理監査人協会が認定する公認医療情報システム監査人補（または公認医療情報システム監査人）の資格保有者であること。

6　業務に関する留意事項

（１）本業務により知り得た当院の秘密情報（当院が保有する患者等の個人情報を含む。）を機密に保持し，第三者に開示若しくは漏洩しまたは他の目的に利用してはならない。なお，本稿は本業務の履行期間終了後も永続的に有効とする。

（２）受託者は，本業務の履行及び当院の秘密保全のために必要な範囲で，当院の秘密情報を複製することができるものとする。ただし，この複製情報についても前項を適用するものとする。

（３）業務実施責任者は当院から指示があったときは，速やかにその指示に従うこと。

7　その他

（１）当院及び受託者は，本業務により生じる権利または義務を双方に事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡若しくは継承させまたはその権利を担保に供しないこと。また，業務の全部または大部分を一括して第三者に委任または請け負わせてはならない。

（２）本業務の履行にあたり，当院の建物や設備及び機器等に故意または過失により損害を与えたときは，受託者はこれを賠償しなければならない。

（３）代金の支払いは，適正な請求書を受理した翌月末日までに受託者の指定する口座振込払いする。

（４）本仕様書に定めのない事項については，その都度，当院と協議の上，双方誠意をもって対応すること。